

議案第10号

平成27年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第4号）

静岡県駿東郡小山町

平成 2 7 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 2 7 年度小山町の宅地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 5 0 , 6 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 2 8 年 2 月 1 9 日 提 出

小 山 町 長 込 山 正 秀

平成 2 8 年 月 日 議 決

小山町議会議長 米 山 千 晴

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 事業債		111,000	90,000	201,000
	1 宅地造成事業債	111,000	90,000	201,000
歳入合計		260,656	90,000	350,656

(歳出)

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 事業費		118,500	90,000	208,500
	1 宅地造成費	118,500	90,000	208,500
歳出合計		260,656	90,000	350,656

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 宅地造成費	用 沢 宅 地 造 成 事 業	90,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(変更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
宅地造成事業	111,000	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。た だし、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、又は繰 上償還若しく は低利に借換 えすることができる。	201,000	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。た だし、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し、又は繰 上償還若しく は低利に借換 えすることができる。

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3款 事業債	111,000	90,000	201,000			
1項 宅地造成事業債	111,000	90,000	201,000			
1目 宅地造成事業債	111,000	90,000	201,000			
				1 宅地造成事業債	90,000	1 宅地造成事業債 90,000

2 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
2款 事業費	118,500	90,000	208,500		90,000					
1項 宅地造成費	118,500	90,000	208,500		90,000					
1目 宅地造成費	118,500	90,000	208,500		90,000					
							15 工事請負費	90,000	(2) 宅地造成費 15 造成工事	90,000 90,000